

## 《企業提案型》都市計画法第34条第12号（産業系）区域指定運用方針

企業誘致課・建築開発課

- 都市計画法第34条第12号（産業系）区域指定とは  
行田市都市計画マスタープランに位置付けられた土地利用検討ゾーンにおいて、「区域」及び「用途（流通業務施設・工業施設・商業施設）」を市が指定し、土地利用を図るもの。
- 区域指定要件
  - ① 区域：行田市都市計画マスタープランにおいて、土地利用検討ゾーンに位置付けられていること。
  - ② 用途：〔流通業務施設〕準工業地域に立地可能な倉庫及び荷捌き場であること。  
〔工業施設〕準工業地域に立地可能な工場であること。  
〔商業施設〕店舗、事務所、宿泊施設（床面積の合計が1万㎡以下）であること。
  - ③ 道路：道路幅員6.0m以上の幹線道路の沿線であること。
  - ④ 規模：概ね3,000㎡以上の一団地であること。
  - ⑤ その他：〔地権者同意〕予定する指定区域内の全ての地権者が同意していること。  
〔周辺住民周知〕予定する指定区域周辺の住民へ周知等が済んでいること。

～第12号産業系（企業提案型）工事着手までの流れ～

